

令和5年度入間市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり定めるものである。

1 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

2 調達物品等及び目標

障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標とする年度内総額は次のとおりとする。

- ・ 物品（花苗、食品、生活用品、その他） 1,600,000 円
- ・ 役務（清掃、その他） 6,430,000 円

3 調達の推進

入間市契約規則（平成14年規則第31号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

なお、障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに障害者支援課から各所属所に対して情報提供を行うものとする。

4 調達実績の公表

調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

5 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障害者支援課とする。